

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

|          |                  |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署  | 企画財政課            |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 許認可等の名称 | 利用等の承認                             |
| 処 分 権 者 | 指定管理者                              |
| 根 拠 規 定 | 美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

|         |   |
|---------|---|
| 基 準 規 定 | 美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項、第 9 条<br>美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条第 1 項  |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例<br/>(利用の承認)<br/>第 8 条 センターを利用しようとする者は、当該使用日の 5 日前までに指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 略<br/>(利用の不承認)</p> <p>第 9 条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、センターの利用承認を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。<br/>(2) センターの管理上支障があると認められるとき。<br/>(3) 個人使用の場合<br/>(4) 営利目的の場合。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>○美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則<br/>(使用の手続き)</p> <p>第 2 条 条例第 8 条の規定により、美郷町住民活動センター（以下「センター」という。）の使用承認を受けようとする者は、当該使用の 5 日前までにセンター使用許可申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた使用については、この期間によらないことができる。</p> <p>2 略</p> |

|             |   |
|-------------|---|
| 参 考 資 料     |   |
| 標 準 処 理 期 間 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 |
|             | 即日  |
| 備 考         | 指定管理者が基準の設定主体<br>使用日 5 日前までに申請(条例 8-1)                              |
| 設 定 日       | 平成 27 年 10 月 31 日   |